

通勤手当の非課税限度額

2016.04.07
(PCA Dream21 P)

I. 非課税限度額の改正

平成28年度の税制改正により、給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が、10万円から15万円に引き上げられました。この改正は、平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

II. 改正への対応方法

今回の改正は、現在のプログラムで登録されている限度額の変更をすることにより対応できますので、**新しいプログラムの発送はありません**。

※ 既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定が適用されていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に清算することになっています。『PCA Dream21 給与計算 (P) モジュール』での清算の操作方法は、本年の年末調整プログラム提供の際に、お知らせする予定です。

III. 非課税限度額の変更方法

※ [通勤費区分1] (手入力) を使用して、社員ごとに非課税額を直接入力している場合は、以下の操作は不要です。「社員」－「社員情報の登録」の「通勤費」タブにて、各社員に新しい非課税額を入力してください。

◆ 変更の操作方法 ◆

以下の操作の前に、必ずデータのバックアップを実行してください。

- ① 「前準備」－「通勤費非課税限度額の登録」を起動します。
- ② [期間の変更] ボタンをクリックして使用期間を追加します。
[使用期間の追加] の [開始日] は、[平成28年4月1日] を入力して実行します。

期間の変更

使用期間の追加
開始日(A) 平成 28年 4月 1日

使用期間の結合
結合する期間(J) 平成26年10月20日 ~
結合される期間の選択(K) 前の期間を上書きする
 次の期間を上書きする

使用期間の変更
変更する期間(C) 平成26年10月20日 ~
変更する日付の選択(D) 開始日を変更する
 終了日を変更する
変更可能な期間 明治 1年 9月 9日 ~
変更後の日付(E) 平成 28年 4月 6日

実行(F5) キャンセル ヘルプ(F1)

- ③ [通勤費区分2] (交通機関定期券他) の [非課税限度額] 欄を10万円から15万円に変更して登録してください。

通勤費非課税限度額の登録

ファイル(F) 編集(E) 設定(S) 表示(V) ヘルプ(H)

閉じる 登録 印刷等 最新 修正 入力前 ヘルプ

修正

使用期間(B) 平成28年 4月 1日 ~ 期間の変更(C)...

通勤費非課税限度額(L):

通勤費区分	非課税限度額	通勤内容
1	0	手入力
2	150,000	交通機関定期券他
3	4,200	交通用具使用 (10km > 距離 ≥ 2km)
4	7,100	交通用具使用 (15km > 距離 ≥ 10km)
5	12,900	交通用具使用 (25km > 距離 ≥ 15km)
6	18,700	交通用具使用 (35km > 距離 ≥ 25km)
7	24,400	交通用具使用 (45km > 距離 ≥ 35km)
8	28,000	交通用具使用 (55km > 距離 ≥ 45km)
9	31,800	交通用具使用 (距離 ≥ 55km)

F1 F2 F3 F4 F5 F6 F7 F8 F9 F10 F11 F12